

# 墜落制止用器具(フルハーネス型)を用いて行う作業に係る特別教育

**平成31年2月1日から、特別教育が義務に!!**

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、厚生労働省は、平成30年6月に、関係する政令・省令を一部改正しました。これにより平成31年2月1日以降「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」に従事する者は『特別教育』を受けた者でなければなりません。

(労働安全衛生規則第36条の41)

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内について

当教習センターでは、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を開催しますのでこの機会に受講されることをお勧めします。

### ● カリキュラム

学 科	作業に関する知識	1時間
	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)に関する知識	2時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	関係法令	0.5時間
実 技	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)の使用方法	1.5時間
合 計		6時間

### ● 一部科目の免除について

当教習センターでは、足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者の「労働災害の防止に関する知識」の科目免除コースを定期開催します。

- 日 時 日程は講習日程表でご確認ください。 8:00受付8:30スタート(8:30~16:10)
- 会 場 扇町開催と鶴巣開催があります。お問い合わせ下さい。
- 受 講 料 全科目受講者(6H) 10,000円(テキスト代・消費税を含む)  
一部免除者(5H) 9,000円(テキスト代・消費税を含む)
- 申 込 方 法 申込書に必要事項を記入し、まずはFAXでお申込みください。
- 講習日当日は本人確認がありますので免許証やマイナンバーカード等をお持ち下さい。

小野リース株式会社 仙台教習センター